

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

大津市長 越 直美

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南小松

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 6 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人 3 経営体

集落営農 1 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

中心経営体はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

受け手の開示により農地中間管理機構への貸付を促進する

6. 地域農業の将来のあり方（取組事項）

新規就農

6 次産業化

高付加価値化

複合化

低コスト化

法人化等の取組